

# デイサービスセンター飛騨古川さくらの郷の運営規程

第1条 社会福祉法人飛騨古川が開設するデイサービスセンター飛騨古川さくらの郷が実施する指定通所介護及び第1号通所事業（飛騨市通所介護相当サービス）（以下「指定通所介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話を行い、利用者の社会的孤独感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 指定通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービスセンター 飛騨古川さくらの郷

(2) 所在地 岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤・専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 従業者

①生活相談員 2人（常勤・専従1人、常勤・兼務1人）

②介護職員 8人（常勤・専従6人、常勤・兼務1人、非常勤・専従1人）

③看護職員（兼機能訓練指導員） 2人（常勤・専従 2人）

従業者は、指定通所介護の提供をする。

④機能訓練指導員 1人（常勤・専従）

入所者の心身の状況及び希望に応じた機能訓練の援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から土曜日

ただし、年末年始（12/31～1/3）は除く。

②営業時間 午前9時～午後5時

③サービス提供時間 午前9時00分～午後4時10分

④電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定通所介護の利用定員）

第7条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

33人まで

（指定通所介護の内容）

第8条 指定通所介護は、次のとおりとする。

①併設型通所介護、第1号通所事業

②食事の提供

③居宅と事業所間の送迎

④通所介護の施設における入浴介助

（通常の事業の実施範囲）

第9条 飛騨市古川町、宮川町、河合町（神岡町を除く）、高山市国府町の区域。

（利用料その他の費用の額）

第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。また、加算については次の通りとする。

(1) 指定通所介護

①入浴介助加算 50円/日

②個別機能訓練加算Ⅰ 46円/日

③サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 18円/日

④中重度ケア体制加算 45円/日

⑤介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 5.9%

(2) 第1号通所事業

①運動器機能向上加算 225円/月

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

要支援1・事業対象者（月4回程度） 72円/月

要支援2・事業対象者（月8回程度）144円/月

③介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 5.9%

2 オムツ代（1枚当たり単価）

パワフル 12円

ワイド 16円

サラケアパッドワイドロング 24円

サラケアパッドビッグ 29円

サラケアパッドスーパービッグ 36円

高吸収パッドハイパー1400 46円

高吸収パッドハイパー2000 61円

簡単テープ止め式パンツS 54円

簡単テープ止め式パンツ小さめM 57円

簡単テープ止め式パンツM 61円

簡単テープ止め式パンツL 71円

Rケアうす型スーパーフィットパンツM～L 54円

Rケアうす型スーパーフィットパンツL～LL 60円

かんたん装着パッドレギュラー 17円

3 食費 618円（昼515円 おやつ103円）

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

①複写物の交付 1枚につき10円 他

5 利用者の希望によって上記の2～4の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

6 キャンセル料

計画されている自己負担相当分

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

(緊急時における対応方法等)

第12条 指定通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに家族と主治医及び居宅の介護支援専門員に連絡を行い指示を受ける。

2 施設内その他送迎中等に事故、天災等による緊急事態が発生した時は、介護者等冷静に事態を把握し、管理者の指示を受けるとともに、消防署等最適の機関援助を得るものとする。

3 損害に対する賠償については、誠意をもって対応する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。

(2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上

②利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上

③非常災害用設備の使用方法の徹底・・・随時

(その他運営に関する留意事項)

第14条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1か月以内

②継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人飛騨古川と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者からの苦情処理)

- 第15条 事業所は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適性に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 事業所は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 3 事業所は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定の利用料については、平成 27 年 8 月 25 日に施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。また、定員変更については、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。



説 明 日	平成 年 月 日
利 用 者 名	

デイサービスセンター 飛騨古川さくらの郷  
「指定通所介護」及び「第1号通所事業」

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岐阜県指定 第 2173000577 号

当事業所はご契約者に対して指定通所介護及び第1号通所事業（飛騨市通所介護相当サービス）を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。



## 1. 事業者

①法人名	社会福祉法人 飛騨古川
②法人所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
③電話番号	0577-73-0088
④代表者氏名	理事長 垣内 厚生
⑤設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日
⑥定款の目的に定めた事業	第 1 種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置運営 第 2 種社会福祉事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業

## 2. 事業所の概要

①事業所の種類	指定通所介護及び第 1 号通所事業 平成 15 年 4 月 1 日指定 岐阜県 2173000577 号
②事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域社会において、自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
③事業所の名称	デイサービスセンター飛騨古川さくらの郷
④事業所の所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
⑤電話番号	0577-73-0088
⑥管理者氏名	水 川 一 喜
⑦事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行い、利用者の社会的孤独感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。</li> <li>・事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を</li> </ul>

	<p>設定し計画的に行います。</p> <p>・指定通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
⑧開設年月	平成 15 年 4 月
⑨入所定員	33名

### 3. 事業の実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域

飛騨市古川町、宮川町、河合町（神岡町を除く）、高山市国府町

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (祝日含む 但し、12/31～1/3 までの年末年始を除く)
営業時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～16時10分
受付時間	月曜日～土曜日 8時00分～17時00分

### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供する職員として以下の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1 管理者	1		1	1
2 生活相談員	1	1	1.2	1
3 介護職員	7	1	7.5	3
4 看護職員	2		2	1
5 機能訓練指導員	1		1	1

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤務時間
管理者	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
生活相談員	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介護職員	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
看護職員	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
機能訓練指導員	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。

①入浴	入浴又は清拭を行います。体調が悪く、入浴を中止したほうが良いと判断した場合は、清拭を行います。
②排泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。
③機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
④健康管理	必要に応じて、看護職員が健康管理を行います。又、利用者の体調不良や緊急対応等必要時は主治医との連携を図ります。

(2) サービス利用料金（一日あたり）

下記の料金によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

## A. 指定通所介護

### ① 所定時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護度	利用料	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	3,620 円	362 円	724 円	1,086 円
要介護 2	4,150 円	415 円	830 円	1,245 円
要介護 3	4,700 円	470 円	940 円	1,410 円
要介護 4	5,220 円	522 円	1,044 円	1,566 円
要介護 5	5,760 円	576 円	1,152 円	1,728 円

### ② 所定時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

要介護度	利用料	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
要介護 2	4,360 円	436 円	872 円	1,308 円
要介護 3	4,930 円	493 円	986 円	1,479 円
要介護 4	5,480 円	548 円	1,096 円	1,644 円
要介護 5	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

### ③ 所定時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

要介護度	利用料	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	5,580 円	558 円	1,116 円	1,674 円
要介護 2	6,600 円	660 円	1,320 円	1,980 円
要介護 3	7,610 円	761 円	1,522 円	2,283 円
要介護 4	8,630 円	863 円	1,726 円	2,589 円
要介護 5	9,640 円	964 円	1,928 円	2,892 円

### ④ 所定時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

要介護度	利用料	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	5,720 円	572 円	1,144 円	1,716 円
要介護 2	6,760 円	676 円	1,352 円	2,028 円
要介護 3	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円

要介護 4	8,840 円	884 円	1,768 円	2,652 円
要介護 5	9,880 円	988 円	1,976 円	2,964 円

⑤ 所定時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護度	利用料	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要介護 1	6,450 円	645 円	1,290 円	1,935 円
要介護 2	7,610 円	761 円	1,522 円	2,283 円
要介護 3	8,830 円	883 円	1,766 円	2,649 円
要介護 4	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
要介護 5	11,240 円	1,124 円	2,248 円	3,372 円

⑥ 加算となる介護保険対象サービス

加算名	1 割負担	2 割負担	3 割負担	内容
入浴介助加算 (1 日)	50 円	100 円	150 円	入浴サービスを受けた場合
認知症加算 (1 日)	60 円	120 円	180 円	介護職員又は看護職員を指定基準より 2 以上上回って配置し、認知症介護実践者研修終了者を配置した場合
中重度ケア体制加算 (1 日)	45 円	90 円	135 円	介護職員又は看護職員を指定基準より 2 以上上回って配置し、通所介護を行う時間帯を通じて看護職員を 1 名以上配置し、利用者の総数のうち要介護 3 以上の利用者が 30% 以上ある場合
送迎減算 (片道)	-47 円	-94 円	-141 円	ご家族が送迎を行う等、事業所が送迎を実施していない場合
サービス提供体制強化加算 I (1 日)	18 円	36 円	54 円	利用者の居宅と事業所との間の送迎を行なった場合
個別機能訓練加算 I (1 日)	46 円	92 円	138 円	機能訓練指導員により、個別機能訓練計画の作成と機能訓練を行っている場合

介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）				1ヶ月の総利用単位数の5.9% が加算される
-------------------	--	--	--	---------------------------

## B. 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

①基本単位（共通サービス）・・・送迎、入浴を包括する。※月単位の定額

要介護度	利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
要支援1 事業対象者 (週1回程度)	16,470円	1,647円	3,294円	4,941円
要支援2 事業対象者 (週2回程度)	33,770円	3,370円	6,740円	10,110円

②加算となる介護保険対象サービス ※月単位の定額

加算名		1割負担	2割負担	3割負担	内容
サービス提 供体制強化 加算Ⅰ	要支援1 事業対象者	72円	144円	216円	介護職員の総数に占める介 護福祉士の割合が50%以 上ある場合
	要支援2 事業対象者	144円	288円	432円	
運動器機能 向上加算	要支援1 要支援2 事業対象者	225円	450円	675円	機能訓練指導員により、個 別機能訓練計画の作成と機 能訓練を行っている場合
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）					1ヶ月の総利用単位数の 5.9%が加算される

・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、利用者又は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した「サービス提供証明書」を交付します。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### ①食事代

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間 昼食 12:00～13:00

食事代 1日あたり 618円(昼 515円 おやつ 103円)

#### ②レクリエーション・クラブ活動

利用者や契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に係る費用です。

※事前にご家族に説明し、確認を取ります。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③複写物の交付

利用者や契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

一枚につき 10円

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

利用者の日常生活用品で、利用者負担していただくことが適当であるものにかかる費用を、利用者又はその家族に説明し同意のもと負担していただきます。

利用料金：おむつ代他、実費

#### ⑤キャンセル料

当日のキャンセルや、送迎時の急なキャンセル、到着されてからの体調不良等による提供時間2時間未満のご利用の場合、「利用料金A. 指定通所介護⑤の3」自己負担相当分をご負担いただきます。ただし、施設長が認めた場合は、この限りではありません。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

### (4) 送迎について

通常の実施地域(飛騨市古川町、宮川町、河合町(神岡町を除く))における送迎を行います。送迎は原則自宅、施設間で行います。

体調不良等でサービス利用を中止する場合、原則ご家族にお迎えにきていただきます。但し、緊急の場合はこれに限りません。

#### (5) 利用者負担金等の支払

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日過ぎにご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア. 飛驒信用組合 全支店 (振替手数料 10円) イ. 飛驒農協協同組合 (JA) 全支店 (振替手数料 54円)
② 指定口座への振込	ア. 飛驒信用組合 古川支店 普通 口座番号 0764221 イ. 飛驒農協協同組合 古川支店 普通 口座番号 0019531 共通口座名義人 社会福祉法人飛驒古川 理事長 垣内 厚生

#### 6. 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、契約者の都合により通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービス実施前日までに申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービスの移動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。お休みされる場合は、なるべく早めにご連絡ください。

尚、利用中において医療を必要とする場合は、原則としてデイサービスは中止となり、ご家族のご協力をお願いすることとなりますので、ご理解ください。また、特別な事情がある場合は、嘱託医による診察、協力医療機関との連携を図ります。

#### 7. 苦情の受付について

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。



相談窓口（担当者）	生活相談員
受付時間	月曜日から土曜日 8：00～17：00 連絡先 TEL 0577-73-0088 FAX 0577-73-0077

また、苦情受付ボックスを設置しております。

（２）第三者委員による苦情の受付

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為、第三者委員を設置していますので、第三者委員の方にもご相談いただけます。

下田 良一	住 所	飛騨市古川町新栄町 6-30
	電話番号	0577-73-5820
田中 賢成	住 所	飛騨市古川町杉崎 1384
	電話番号	0577-73-2769

（３）その他苦情受付機関として

飛騨市役所 市民福祉部	所在地	飛騨市古川町本町 2-22		
	受付時間	8：30～17：15		
	電話番号	0577-73-7469	F A X	0577-73-7295
岐阜県国民健康保険 団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8：30～17：00		
	電話番号	058-273-1111	F A X	058-273-9650
岐阜県社会福祉協議会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8：30～17：00		
	電話番号	058-272-1111	F A X	058-275-4858

８．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用者の方々の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）持ち込みの制限

危険物及び飲食物は原則持ち込みできません。

## (2) 施設・設備の使用上の注意

・共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に施設、設備を壊したり汚したりした場合には契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払頂く場合があります。

・当施設の職員や他の利用者に対して、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことができません。

## (3) 喫煙

施設内での喫煙はできません。

## (4) 感染予防

当施設では、感染予防のため施設内の環境整備や衛生面等万全の体勢を整えておりますが、外部からの持ち込みを防ぐため、利用者の方にもインフルエンザ予防接種にご協力をお願いしております。

## 9. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じるものとします。

平成 年 月 日

指定通所介護及び第1号通所事業提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター飛騨古川さくらの郷

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、指定通所介護及び第1号通所事業の提供開始に同意しました。

利用者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代理人及び身元引受人

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_